右御届候也　五二九

年月日　全員

某国鉱区某

従四位某本川鉱山監督署長殿

会社ハ九月ヨリ従前書面日付ノ分ニ対シテ其ヨリ日付ニ対シ二割五分

ノ外二ヶ月勤労手当ヲ支給シ日付ノ二ヶ月分賃金ヲ支給シ

ハ甚タ財界不況ノ影響ヲ蒙リ鉱業不振ニ陥リ休止

東鉱採掘ノ続ケルニ依リ折衝シ其ノ外過シ書面日付ニ於テ

金山坑ヲ廃止シテ之ニ代リ為シ之ヲ実行事務

ニ至ルニ因ノ七月廿五日申出ノ旨記セリ

八月十日右北海道解決セリ

一、従付事業ヲ廃止スル

一、月日期末労働者ヲ廃止スル

一、二割五分ヶ月ノ廃止シテ之ニ代ルヘキ右ノ比率ニ依リ

生活費補助ヲ支給ス

月給二円以下ノ者　支給率　二割五分

同　三円五十銭ノ者　五分

日給中間ノ者ハ右二点ニ直線比ニ依リ定ム

右賃銀改定ハ八月十日以後ノ勘定ヨリ実施ス

② 右鉱業会社事務所トシテ契約所、

新潟県府下大島町八八一九四

右御届　三二九

年月日　全員

某国鉱区某

従四位東京鉱山監督署長殿

会社ハ事業不振ノ為鉱採掘ヲ続ケ得ズ依テ会社ノ事務ヲ

縮小シテ其ノ閉鎖ヲ申請セシニ因リ七月廿日許可セラル